

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：日本国際交流事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 橋本 桂子
- (3) 所在地：香川県高松市神在川窪町342番地 2

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和8年5月27日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、傘下の実習実施者に対し、適切な技能実習計画の作成指導を行っていないこと、及び虚偽の内容を記載した監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第37条第1項第1号（技能実習法第25条第1項第2号（技能実習法第39条第3項））及び第4号（技能実習法第39条第1項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社エイシン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 北谷 侑也
- (3) 所在地：香川県高松市神在川窪町112番地7

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

令和5年5月25日認定「認2310000436」「認2310000437」「認2310000438」
同年6月8日認定「認2310000575」「認2310000576」「認2310000577」
令和6年6月19日認定「認2410000954」「認2410000955」「認2410000956」
令和7年2月10日認定「認2410004871」「認2410004872」「認2410004873」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年5月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社興伸製作所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 堀 久
- (3) 所在地：群馬県藤岡市下栗須430番地の1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（28件）

- 令和5年1月20日認定 「認2204039691」「認2204039692」「認2204039693」
「認2204039694」「認2204039695」
同年12月21日認定 「認2304063226」「認2304063227」「認2304063228」
「認2304063229」「認2304063230」「認2304063231」
令和6年3月6日認定 「認2304082847」「認2304082848」「認2304082849」
「認2304082850」「認2304082851」「認2304082852」
令和7年3月3日認定 「認2404079699」「認2404079700」「認2404079701」
同月13日認定 「認2404083106」「認2404083107」「認2404083108」
「認2404083109」「認2404083110」
同年4月15日認定 「認2504000245」「認2504000246」「認2504000247」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年5月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：安田技研株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 安田 寛造
- (3) 所在地：香川県丸亀市土器町北2丁目57番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（37件）

- 令和4年6月16日認定 「認2210000639」「認2210000640」「認2210000641」
「認2210000642」
同年9月30日認定 「認2210001793」「認2210001794」
令和5年4月26日認定 「認2310000010」「認2310000011」「認2310000012」
「認2310000013」
同年7月28日認定 「認2310002012」「認2310002013」「認2310002014」
「認2310002015」「認2310002016」「認2310002017」
同年12月1日認定 「認2310004017」「認2310004018」「認2310004019」
同月28日認定 「認2310004362」「認2310004363」
令和6年7月12日認定 「認2410001269」「認2410001270」「認2410001271」
同年11月7日認定 「認2410003294」「認2410003295」「認2410003296」
令和7年1月7日認定 「認2410004155」「認2410004156」「認2410004157」
同年3月6日認定 「認2410005364」「認2410005365」「認2410005366」
「認2410005367」
同年8月20日認定 「認2510001967」「認2510001968」「認2510001969」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年5月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社倭テック
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 村井 俊雄
- (3) 所在地：大阪府八尾市北本町 2 丁目14番27-502号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

- 令和 4 年11月17日認定 「認2208012597」「認2208012598」「認2208012599」
令和 6 年 5 月23日認定 「認2408000462」
令和 7 年 5 月14日認定 「認2508001242」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 5 月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（技能実習法第10条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。